

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	○国土強靱化基本計画（平成30年12月14日閣議決定） 第3章 国土強靱化の推進方針 （10）国土保全 地震、津波、洪水、高潮、火山噴火、土砂災害や、土砂・洪水氾濫などの自然災害に対して、・・・（中略）・・・ハード対策を進めるとともに、土地利用と一体となった減災対策、調査・観測データ収集・活用、災害危険箇所の把握、・・・（中略）・・・などのソフト対策を効率的・効果的に組み合わせた総合的な対策を、地方公共団体を適切に支援しつつ、強力に実施する。また、既存ストックを有効活用した対策を推進する。
	政策の達成目標	洪水氾濫の際に浸水拡大を抑制する効果のある自然堤防や輪中堤等は、法改正以降全国河川（直轄河川以外も含む）を対象に河川管理者による調査を実施し、全国に34箇所存在していることを把握しているところであり、これらすべてを浸水被害軽減地区に指定することを目標としている。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	3年間（令和2年4月1日～令和5年3月31日）
	同上の期間中の達成目標	浸水被害軽減地区の候補地となる34箇所すべてを浸水被害軽減地区に指定
	政策目標の達成状況	平成29年の制度創設以降、1箇所を浸水被害軽減地区に指定
有効性	要望の措置の適用見込み	令和4年度末までに34箇所
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本特例措置により浸水被害軽減地区の指定が推進されることで、浸水被害軽減地区の全ての候補箇所を指定することができ、防災・減災対策の措置を緊急的に行うことが可能になる。 浸水被害軽減地区に指定された場合、地権者が自らの土地を改変する場合には水防管理者への届出がなされるため、地権者による土地の改変行為を水防管理者が事前に把握し、必要に応じて背後地に土のう積みを行うなど、浸水被害を拡大させない対策を適切に講じることが可能となる。また、すべての候補箇所を指定することで、全国すべての箇所でも適切な対策を採ることができるようになる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	これまでは浸水被害軽減地区の候補箇所の特定等、水防管理団体に対する支援を中心に行ってきたが、今後は浸水被害軽減地区の指定を促進するための支援を水防管理団体及び地権者に対して行う必要がある。本特例措置は地区指定を促進させるためのインセンティブとして地権者にメリットを享受させるために創設するものである。 また、浸水被害軽減地区の候補となる自然堤防や輪中堤等により守られる背後地の人口や資産は場所によって様々であるが、これらの地価は周辺の人口や資産との関連性が強く、減災効果が大きな箇所ほど固定資産税や都市計画税による減免額が大きくなり、重要性が高い箇所に対しては特に大きな効果を発揮することが期待される。 以上より、浸水被害軽減地区の指定促進のためには、本特例措置が妥当である。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—